平成２７年（フ）第５３号
福岡県飯塚市下三緒35―706、住民票上の住所福岡県飯塚市大日寺508番地26
破産者　片平　秀一
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３４号
札幌市豊平区旭町１丁目１番24―315号
破産者　太田　敏幸
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４１５号
東京都国分寺市西町２丁目８番地17、開始決定時の住所大阪府羽曳野市蔵之内149番地の７
破産者　株式会社ＡＣＳコーポレーションこと　ＡＣＳコーポレーションこと　柳原　掬人
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７２号
熊本県天草郡苓北町志岐32番地11　町営衝錠団地Ｄ棟１号
破産者　若松　祐子
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６６６号
熊本市中央区水前寺５丁目29番19号　水前寺ハイツ406号
破産者　中村　敏晴
1　決定年月日　平成28年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１１号
（開始決定時の住所）北海道上川郡鷹栖町北野東５条２丁目８番12号
破産者　塚本　賢治
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８号
北海道上川郡鷹栖町南２条１丁目４番18号
破産者　越湖　淳一
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５３号
茨城県水戸市田谷町1537番地の２
破産者　立原　照男
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５９号
静岡県浜松市南区田尻町1167番地　砂丘寮、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8967番地の５
破産者　宮崎　幸江
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３２７号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668番地の427
破産者　日野　　**隆**
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３５７号
京都市伏見区羽束師志水町165―１、破産手続開始決定時の住所京都市南区久世上久世町530番地１　メゾン桂川２階203
破産者　香野　英明
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
熊本市西区城山下代１丁目１番12号、開始決定時の住所熊本市東区西原２丁目11番27号　クリオコート62　202
破産者　福嶋　孝康
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２号
茨城県つくば市房内341番地
破産者　野口　和博
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第９１号
札幌市東区北45条東５丁目１番18号　２階
破産者　吉田　正基
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４０３号
札幌市中央区南４条西14丁目１番31―202号
破産者　小西　敏江
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２８号
札幌市南区澄川６条４丁目３番３号　レスポールめぐみ202号室、住民票上の住所札幌市南区澄川５条９丁目７番21号
破産者　寺田　雄治
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９０号
群馬県富岡市七日市90番地３　上中島県営住宅16号
破産者　中澤きく江
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部